傍　聴　要　領

埼玉県高齢者支援計画推進会議

1　傍聴する場合の手続

（1）高齢者支援計画推進会議の傍聴を希望する方は、高齢者支援計画推進会議開催日の３日前までに事務局まで申し込みをしてください。

（2）傍聴の受付は、先着順で行います。定員になり次第、受付を終了します。

（3）傍聴者は、高齢者支援計画推進会議開催時刻になりましたら別途案内される傍聴用ＵＲＬから傍聴してください。

（4）インターネット回線や視聴に必要な設備等は御自身で準備してください。なお、傍聴に当たり、次のセキュリティ要件を満たす必要があります。

ア 使用する端末のＯＳやアプリケーションソフトは、メーカーのサポート期間内であること。

イ 使用するインターネット回線は、本人もしくは所属する組織が管理するものとし、フリーＷｉ-Ｆｉは使用しないこと。

ウ パソコンを使用する場合は、必ずウイルス対策ソフトを導入し、最新の定義であること。

2　高齢者支援計画推進会議の秩序の維持

（1）傍聴者は、高齢者支援計画推進会議を傍聴するに当たり、事務局の指示に従ってください。

（2）傍聴者が３の規定に違反し、かつ事務局からの注意に従わないときは、退室していただく場合があります。

3　高齢者支援計画推進会議を傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴者は、高齢者支援計画推進会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守ってください。

（1）傍聴用ＵＲＬ、ＩＤ及びパスワードを他者へ漏らさないこと。

（2）他の者を代理で傍聴させないこと。

（3）他者が高齢者支援計画推進会議の映像や音声を視認又は聴取できる環境で傍聴をし

ないこと。

（４）高齢者支援計画推進会議中はマイクとカメラをオフにし、チャット等の機能を使用しないこと。

（５）高齢者支援計画推進会議の録音、録画、スクリーンショットの撮影、写真撮影等を行わないこと。ただし、高齢者支援計画推進会議の議長の許可を得た場合は、この限りでない。

（６）その他高齢者支援計画推進会議の妨害となるような挙動をとらないこと。

４　その他

（１）通信状況により、映像や音声が途切れたり、一時停止したりする可能性があります。また、配信の続行ができなくなった場合、傍聴を中断する可能性がありますので、あらかじめ御了承ください。

（２）通信状況の不具合等により傍聴者に不利益が生じたとしても、高齢者支援計画推進会議はその責を負いませんので、あらかじめ御了承ください。

（３）公開できない事項を取り扱う場合、高齢者支援計画推進会議の一部を非公開とする場合がありますので、あらかじめ御了承ください。